

お米の産地がわかります！



米トレーサビリティ法^(※)に基づく

トレーサビリティ制度をご存じですか。

1. 取引記録の作成・保存



米穀事業者に対し、米・米加工品の取引等の記録の作成・保存を義務付けています。
(平成22年10月1日施行)

米穀事業者が米・米加工品を、取引・事業者間の移動・廃棄などを行った場合には、その記録（品名、産地、数量、年月日、取引先名、搬出入の場所等）を作成し、原則3年間保存することになっています。
ここでの産地の記録・保存が、次の産地情報伝達の基本となるのです。

2. 産地情報の伝達



事業者間における産地情報の伝達を義務付け、消費者にお米の産地を伝達します。
(平成23年7月1日施行)

消費者が米・米加工品の産地情報を入手できる産地情報の伝達は、平成23年7月1日以降に生産者が出荷するなどして流通したお米を対象に、次のとおり実施されています。

対象となる品目

米穀、米粉、米菓生地、米飯類（弁当、おにぎりなど）、もち、だんご、米菓、米こうじ、清酒、みりん、単式蒸留しょうちゅうなど



産地情報を知る方法

◆ 小売店・通販

- 商品の包装容器に記載
- 商品の包装に産地を知ることができる方法を記載
- カタログや注文画面に掲示

◆ 外食店等

- 店内に産地情報を掲示
- 店内に産地を知ることができる方法を掲示のうえ店員が説明
- メニューに記載

おせんべい
○○県産
米使用



産地情報については
店員にお尋ねください。



産地情報の内容

◆ 国産米

- 「国産」「国内産」（都道府県名、市町村名、一般に知られた地名でも可）（例：「群馬県産」）

◆ 外国産米

- その「国名」（例：「アメリカ産」）

【※米トレーサビリティ法：米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律】